（校地の面積）

第三十条　短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

２・３　［略］

第三十四条　［略］

［章を削る。］

第九章　専門職学科に関する特例

第三十五条～第三十五条の三　［略］

（教育課程連携協議会）

第三十五条の四　［略］

２　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一～三　［略］

四　臨地実務実習（第三十五条の七第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者

五　［略］

３　［略］

第三十五条の五　［略］

（専門職学科に係る授業を行う学生数）

第三十五条の六　専門職学科を設ける短期大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第十条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、この限りでない。

（専門職学科に係る卒業の要件）

第三十五条の七　修業年限が二年の専門職学科に係る卒業要件は、第十八条第一項及び第二項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　［略］

（校地の面積）

第三十条　短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

２・３　［同上］

第三十三条の四　［同上］

第九章　事務組織等

（事務組織）

第三十四条　短期大学には、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第三十五条　短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第三十五条の二　短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

（研修の機会等）

第三十五条の三　短期大学は、当該短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第十一条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第十章　専門職学科に関する特例

第三十五条の四～第三十五条の六　［同上］

（教育課程連携協議会）

第三十五条の七　［同上］

２　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一～三　［同上］

四　臨地実務実習（第三十五条の十第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者

五　［同上］

３　［同上］

第三十五条の八　［同上］

（専門職学科に係る授業を行う学生数）

第三十五条の九　専門職学科を設ける短期大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第十条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（専門職学科に係る卒業の要件）

第三十五条の十　修業年限が二年の専門職学科に係る卒業要件は、第十八条第一項及び第三項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　［同上］